

- 1 学習者用端末(付属品を含む。以下「端末」という。)やモバイルルータ(付属品を含む。以下「ルータ」という。)を借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末およびルータの使用については、次の行為を遵守してください。
 - (1) 学校が認めた学習活動等(家庭等における場合のものを含む。)以外の目的で使用しないこと
 - (2) 設定等を変更しないこと
 - (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
 - (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
 - (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
 - (6) セキュリティの維持に努めること
 - (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
 - (8) 他者に使用させ、または転貸しないこと
 - (9) 売却し、廃棄し、または故意に破損しないこと
 - (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
 - (11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
 - (12) タブレット端末を使用する場合においては、ストラップ(ショルダーベルト)を使用するか、机の上において使用すること
- 3 学校から端末・ルータの利用および管理に関して別に指示があった場合、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合または特に必要と認める場合、端末およびルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末およびルータの貸付料は無料です。
ルータの通信料は、「学習者用端末等使用条件」に反した利用を行わない限り、大阪市が負担します。
- 6 貸付期間は、次のとおりです。
 - 端 末 大阪市立小学校(義務教育学校については前期課程)および中学校(義務教育学校については後期課程)に在学する期間
 - ルータ 大阪市立小学校、中学校、義務教育学校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間
 - ※ ただし、更新を行う場合、更新前の端末・ルータは指定期日までに校長(学校)へ返却してください。
 - ※ 貸付物品は、実際に在学する各学校の端末およびルータです。
- 7 返却などについて
 - (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを校長(学校)へ返却してください。
 - (2) 児童生徒が、在学する当該学校から転出または卒業する場合は、速やかに端末およびルータを当該学校の校長(学校)へ返却してください。
 - (3) 児童生徒が、在学する学校から転出または卒業する場合は、速やかに端末およびルータを当該学校の校長(学校)へ返却し、あらためて転出先または進学先の学校の校長(学校)へ依頼書を提出し借り受けてください。
- 8 端末およびルータを破損または紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長(学校)へ提出してください。故意による破損や、重大な過失による紛失等が発生した場合、端末およびルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 9 その他、端末およびルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。